

議案第125号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 6 月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第1号事業を行う者の指定の申請等に対する審査に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2中44の項を46の項とし、41の項から43の項までを2項ずつ繰り下げ、40の項の次に次の2項を加える。

<p>41 介護保険法第115条の45の5第1項の規定による第1号事業を行う者の指定の申請に対する審査</p>	<p>第1号事業者指定申請手数料</p>	<p>(1) 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号訪問事業又は第1号通所事業のうち介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護と同種の事業（以下「介護予防型サービス事業」という。）を行う事業者に係るもの 1件につき 30,000円</p>
---	----------------------	--

		(2) 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号訪問事業又は第1号通所事業のうち介護予防型サービス事業以外の事業（介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者が行うこととされている事業に限る。以下「生活支援型サービス事業」という。）を行う事業者に係るもの 1件につき 20,000円
42 介護保険法第115条の45の6第1項の規定による第1号事業を行う者の指定の更新の申請に対する審査	第1号事業者指定更新申請手数料	(1) 介護予防型サービス事業を行う事業者に係るもの 1件につき 20,000円 (2) 生活支援型サービス事業を行う事業者に係るもの 1件につき 10,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(第1号事業者指定申請手数料等の特例)

2 平成29年3月31日までに介護保険法（以下「法」という。）第53条第1項の規定による指定を受けた事業者が、当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス事業と同種の事業であって、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号訪問事業又は第1号通所事業のうち介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護に相当するものを行うため、法第115条の45の5第1項の規定による第1号事業を行う者の指定の申請又は法第115条の

45の6第1項の規定による第1号事業を行う者の指定の更新の申請を行うときは、平成30年3月31日までに行われる申請に対する審査に係る手数料については、この条例による改正後の福岡市手数料条例別表第2 41の項及び42の項の規定にかかわらず、徴収しない。

(福岡市収入証紙条例の一部改正)

- 3 福岡市収入証紙条例（昭和39年福岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「40の項」を「42の項」に改める。